

平成31年3月20日

平成31年度商業・サービス競争力強化連携支援事業
法認定計画に認定情報処理支援機関が参画する場合の添付資料について

平成31年度商業・サービス競争力強化連携支援事業(新連携支援事業)公募要領では、法認定計画において、「中小企業等経営強化法に基づき認定情報処理支援機関として認定を受けた事業者」を含む場合、公募要領 P. 26(様式2ー別紙3)のとおり、認定事業者名称及び認定番号の記載、並びに 申請書提出時に「国(経済産業大臣)からの認定証の写し(1部、A4サイズに縮小のこと)」を添付することをもって加対象としている。

認定情報処理支援機関制度の運用上、電子メールによる認定の通知が届いているものの、当該支援事業申請書提出時に、認定証未達の場合があるため、以下に示す資料の添付をもって、申請時の認定証代替書類と認めることとする。

ただし、補助事業の採択が決定された場合、交付申請書提出時に「認定証の写し(1部、A4サイズに縮小のこと)」を必ず添付すること。

【認定証代替書類として認められるもの】

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/2018/180709supporter.htm>

上記 URL にて公開されている「認定者一覧」のうち、該当する認定号の PDF ファイルを印刷したもの(A4用紙に白黒印刷のこと)

※ページ参照図

情報処理支援機関の認定について

- 情報処理支援機関として新たに60機関を認定しました(平成31年2月28日)
- 情報処理支援機関として新たに73機関を認定しました(平成30年12月25日)
- 情報処理支援機関として136機関を認定しました～中小企業等経営強化法に基づく第1号認定～(平成30年10月22日)

本件に関するお問い合わせ先

スマートSMEサポーター問い合わせ窓口
電話：0120-344-998
受付時間：10:00～18:00(土日・祝日を除く)

該当する認定日の情報を選択

ページ遷移後

情報処理支援機関として新たに60機関を認定しました

平成31年2月28日

中小企業等経営強化法第38条第1項に基づき、この度、新たに60の機関を「情報処理支援機関」として認定しました。
これにより、認定情報処理支援機関数は269機関となりました。

制度の概要

人手不足による中小企業者等の生産性向上が求められる中、中小企業者等の生産性向上・経営基盤の強化のため、平成30年7月9日に「中小企業等経営強化法」の一部改正が施行され、中小企業のIT活用を支援するITベンダー等を情報処理支援機関として認定する制度が創設されました。認定制度は、中小企業者等の生産性向上に資するITツールを提供するITベンダー等を、情報処理支援機関として認定することにより、中小企業者等が使いやすいITツールの開発を促すとともに、中小企業者等にとってITベンダーやITツールを選定するために必要となる情報を開示するための体制を整備するものです。

なお、本制度及びIT活用が中小企業者等に浸透することを期待し、認定情報処理支援機関の愛称を「スマートSMEサポーター」としました。情報処理支援機関認定制度については以下のページをご参照ください。

● 認定情報処理支援機関（スマートSMEサポーター）

認定者一覧

本日、新たに60機関を「情報処理支援機関」として国が認定しました。
これにより、認定情報処理支援機関数は269機関となりました。

● 認定情報処理支援機関一覧(平成31年2月28日認定分)(PDF形式:120KB) 

認定機関一覧の PDF を印刷(A4・白黒)、申請書に添付する